

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 加 藤 裕



酒田市監査委員 高 橋 千代夫



定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
市民部 まちづくり推進課	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月11日
市民部 市民課	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月12日
市民部 環境衛生課	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月13日
市民部 定期航路事業所	9月30日	10月23日～ 12月13日	11月14日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
市民部 環境衛生課	指摘事項	ごみステーション整備費補助金（黒森第一自治会）について、平成30年11月28日の額の確定日から平成31年3月6日の支払いまでの期間が3か月以上のものがあつた。補助金請求が遅れたことが支払いの遅れにつながった一因となっているが、請求が遅いのは補助の必要性が低いとも考えられる。 補助金交付要綱等に則り適正に事務を執行すること。
市民部 環境衛生課	指摘事項	私債権である墓地管理手数料の過年度未収金について、平成26年既に債務者が死亡し、相続財産管理人が死亡した債務者の財産処分手続きを終了させているため、それ以降の賦課は無効にもかかわらず、今年度も継続して債務者に賦課しているものがあつた。また、調査、折衝もしていないため実態を把握しておらず、滞納者個別の回収方針が定まっていないことから、長期間にわたり解消に向かっていないと思われるものがあつた。督促状、催告書の発送、滞納者の現況など債権管理台帳に必要不可欠な記載がなく、墓地管理手数料の個別回収マニュアルも策定されていなかった。 また、非強制徴収公債権であるごみ収集処理手数料の過年度未収金について、滞納者に対して督促状が発送されておらず、債権管理台帳についてもほとんど記載内容がなく、債権管理に係る書類の発送や交渉の状況が分からない状態にあつた。 滞納債権については適正な債権管理に努めるとともに、職員の債権管理スキルの向上を図ること。

<p>市民部 市民課</p>	<p>注意事項</p>	<p>市民課窓口番号表示盤及び広告付き市政情報モニターシステムの使用貸借契約（平成25年11月1日から平成30年10月31日までの長期継続契約、解約の意思表示がない場合は、契約期間1年間更新）について、契約上、酒田市長は無償で使用し、相手方は広告放映料として月額10,000円を当月末日までに、酒田市長の発行する納付書により、納付するものと規定している。</p> <p>しかし、今年度は簿冊審査日（令和元年10月25日）現在、調定及び収入処理も無く、契約書のおり手続きがされていなかった。担当課は、令和元年11月の契約更新時に年間分を一括して請求することで調整しているとの説明だが、調定は収入に対する請求権が発生した平成31年4月1日に行うこととされている。現状の収入（納付）手続きが実態に則していないのであれば、契約の見直しを含め相手方と協議し、財務規則に基づき適正に処理すること。</p>
<p>市民部 環境衛生課</p>	<p>注意事項</p>	<p>霊園管理料に係る口座振替について、霊園設置管理条例第12条において、管理料は、毎年4月末日までに当年度分を納付しなければならないと規定している。今年度の口座振替日は平成31年4月30日が祝日のため令和元年5月7日に設定したところ、金融機関へ口座振替データ送信を失念したため、令和元年7月1日に口座振替が実施されていた。</p> <p>口座振替の遅延により756人の対象者が影響を受けたことを重く受け止め、担当者まかせにすることなく課内のチェック体制を見直し、条例に則り適正に処理すること。</p>
<p>市民部 環境衛生課</p>	<p>注意事項</p>	<p>やすらぎ霊園墓参バス借上について、契約書を締結しないまま、やすらぎ霊園行き臨時バスが運行されていた。運行内容は、やすらぎ霊園に墓参りに行く方のため年3回（8月お盆、9月秋分の日、3月春分の日）午前と午後各1往復の墓参バスを借上げするものである。担当課は仕様書の認定伺を令和元年6月25日付け、見積執行伺を令和元年6月27日付けで起案しているが、契約伺がなく契約書を取り交わしていない。例年、契約書を取り交わしているものであるが、今年度は契約書の締結を失念していた。</p> <p>また、バス借上に伴う貸借借料の支払いについて、前年度は墓参バスの運行毎に支払っていたが、今年度は簿冊審査日（令和元年10月28日）現在、8月お盆の運行分と9月秋分の日の運行分が支払われていなかった。契約書を取り交わしていないため支払い時期について合意がない状況であり、前年度と比較して市の対応の質が低下している。理由もなく契約書の締結を失念したことが原因であり、契約規則に則り適正に処理すること。</p>